

文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例及び
文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する
条例について

(1) 改正理由

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第139号）の一部改正に伴い、児童発達支援事業所等について、職員の兼務及び設備の共用ができる規定に、新たな対象施設を追加するため、規定の整備を行う。

(2) 新旧对照表

改正案	現行
第一条から第五条まで（略） （従業者の員数）	第一条から第五条まで（略） （従業者の員数）
第六条第一項から第八項まで（略）	第六条第一項から第八項まで（略）
9 第一項の規定にかかわらず、保育所、家庭的保育事業所等（文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年文京区条例第二十六号）第三条第一項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）若しくは <u>認証保育所（法第三十五条第四項の規定による認可を受けていない保育施設のうち、東京都が認証したものをいう。以下同じ。）</u> に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直	9 第一項の規定にかかわらず、保育所 <u>若しくは</u> 家庭的保育事業所等（文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年文京区条例第二十六号）第三条第一項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。） _____ _____ _____に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直

接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。 第七条第一項から第八項まで（略） 9 前二項の規定にかかわらず、保育所、<u>家庭的保育事業所等若しくは認証保育所</u>に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。 第八条から第九条まで（略） （設備） 第十条から第十一条第三項まで（略） 4 第一項及び第二項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第二項に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設又は<u>認証保育所</u>の設備に兼ねることができる 第十二条から第九十九条まで（略） 付 則 この条例は、令和七年四月一日から施行する。	接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。 第七条第一項から第八項まで（略） 9 前二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等_____に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。 第八条から第九条まで（略） （設備） 第十条から第十一条第三項まで（略） 4 第一項及び第二項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第二項に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設_____の設備に兼ねることができる。 第十二条から第九十九条まで（略）
--	--

2 文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例について

(1) 改正理由

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）の一部改正に伴い、児童発達支援センターについて、職員の兼務ができる規定に、新たな対象施設を追加するため、規定の整備を行う。

(2) 新旧对照表

改正案	現行
第一条から第八十三条まで（略） （職員） 第八十四条第一項から第四項まで （略） 5 第十二条第二項の規定にかかわらず、保育所、家庭的保育事業所等（文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年九月文京区条例第二十六号）第三条第一項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。）若しくは認証保育所（法第三十五条第四項の規定による認可を受けていない保育施設のうち、東京都が認証したものをいう。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。 第八十五条から第百十六条（略） 付 則 この条例は、令和七年四月一日から施行する。	第一条から第八十三条まで（略） （職員） 第八十四条第一項から第四項まで （略） 5 第十二条第二項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年九月文京区条例第二十六号）第三条第一項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。） _____ _____に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。 第八十五条から第百十六条（略）